

第 4954 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 4月 2日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 所得拡大促進税制、控除額の上乗せ

Q：所得拡大促進税制の要件が緩和され、新要件を満たせば、翌期に控除額を上乗せすることができるようになったとか。どのようなようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

平成26年度の税制改正では、所得拡大促進税制の要件が、雇用者給与等支給増加割合5%以上が2%以上に引き下げられたり、給与等の支給額の定義が変更されるなど、緩和されています。

ただし、この規定は、平成26年4月1日以後終了事業年度からの適用になっていますので、平成26年3月期については、改正前の5%基準などの旧要件を満たさなければなりません。

また、今年度の税制改正では、旧要件の5%の要件を満たしていなくても、新要件の2%の要件を満たしておれば（平成26年3月期と平成27年3月期の2年連続で新要件を満たしている場合）、平成27年3月期において、平成26年3月期分と平成27年3月期分との合計額を税額控除することができるとされていますので、その点を忘れないようにしなければなりません。

ただし、この取扱いは平成27年3月期において要件を満たしていなければならず、また、平成28年3月期に要件を満たしたからといって平成26年3月期分を平成28年3月期に上乗せすることも認められませんので、注意してください。

